

令和 7 年 3 月 1 4 日

令和 6 年度財政援助団体等監査結果に対する改善策

1 対象施設

新座市立野火止公民館及びふるさと新座館ホール

2 監査の対象

教育総務部中央公民館及び生涯学習スポーツ課並びに株式会社セイウン

3 監査結果に関する報告

令和 7 年 1 月 2 1 日付け新監発第 1 8 5 号

4 改善策の通知

令和 7 年 3 月 7 日付け新教中公発第 9 2 号

5 改善策の内容

口頭講評事項	改善策
(1) 基本協定書に定められた事項が遵守されていないことについて 「令和 5 年度野火止公民館およびふるさと新座館ホール収支報告書（以下「収支報告書」という。）」と「令和 5 年度新座市立野火止公民館及びふるさと新座館ホール指定管理事業決算書（以下「決算書」という。）」の金額が合致していなかった。 また、指定管理者から提出された「令和 5 年度ふるさと新座館元帳（以下「元帳」という。）」及び「2023 年度売上経費明細（新座）（以下「売上経費明細」という。）」の支出内訳において、項目及び金額に誤りがあることが判明した。 収支報告書、決算書、元帳及び売上経費明細のいずれにおいても誤りが散見されたため、本監査の期間内においては、	指定管理者において勘定科目や取引データを整理するとともに、チェック体制を徹底することにより、経理管理システムへの正確なデータ入力を行ってまいります。 また、市においては、指定管理者の作成した書類を確認するとともに、基本協定書に基づいた指導・監督を行ってまいります。

これ以上の精査が不可能であり、当該指定管理の令和５年度決算の計数の正確性を検証することはできなかった。

新座市立野火止公民館及びふるさと新座館ホール管理運営に係る基本協定書（以下「基本協定書」という。）第３３条において、「指定管理者は、管理業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする」と規定されている。指定管理者は固有の銀行口座を開設し、収支を管理することが基本とされているが、新座市指定管理者制度事務マニュアルによると、銀行口座による管理が不可能な場合には帳簿による代替も可となっている。しかし、いずれの場合も管理業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することが求められているものである。

基本協定書に定められた事項は、市が指定管理業務を委任するに当たり必要な内容を基本事項として明文化した約束事である。今後は指定管理者においては、勘定組織を構築し、有機的に結合した勘定元帳及び収支報告書を作成する必要がある。市の担当者においても、これらの書類を確認するとともに、基本協定書に基づいた指導・監督を行うよう改善を求めるものである。

(2) 公民館使用料の免除・減額について

新座市立野火止公民館及びふるさと新座館ホールの施設利用料収入及び附帯設備利用料等の収納事務（以下「収納事

現在減免の判断に係る決裁等の資料がないままに減免を行っている団体について、改めて決裁手続を経ることといたします。

務」という。)について、A 団体の使用料が免除、B 団体の使用料が 5 割減額されていた。この免除及び減額の措置は、新座市立公民館規則（以下「規則」という。）第 10 条第 2 項「教育委員会が公益上特に必要があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。」という規定に基づき、実施しているとのことであったが、当該意思決定に係る決裁等の資料提出を求めたところ、免除及び減額割合を 5 割とする具体的な決裁等の資料は確認できなかった。

規則第 10 条第 2 項は、同条第 1 項各号の規定に該当しなくとも、教育委員会が一定の裁量において減額又は免除できるようにした規定であるが、これらの減免は、あくまで例外的な事案に対するもので、教育委員会が個別の理由を精査して、公益上特に必要があると認める場合に限り、減免の判断をするものである。したがって、その運用に当たっては、組織の意思決定が適切に行われたことが客観的に明らかにできることが、内部統制の観点からも必要である。

よって、利用者間の負担の公平性を図る観点から、現在減免の判断に係る決裁等の資料がないままに減免を行っている団体については、市においてその見直しを行い、減免が必要な場合には理由を明らかにした決裁をとるなど、適切な対応を図るとともに、意思決定の文書は適切な保存年限で厳格に管理し、常に所在が明らかとなるよう文書管理体制の改善を

また、意思決定の文書は、適切な保存年限で厳格に管理し、常に所在が明らかとなるよう文書管理体制の改善を図るものとします。

図られたい。

(3) 公民館の利用申請及び許可について

収納事務について、C 団体の利用許可は、利用日の 6 か月以上前の日付で承認し、D 団体の利用許可は、利用日の 5 か月以上前の日付で承認されていた。

規則では当該団体に対し、それらの日付で承認できる根拠が確認できなかったため、所管部署に確認したところ、「新座市立公民館利用申請事務取扱要領（以下「要領」という。）により行っているとの回答であった。

要領を確認したところ、第 4 条第 4 項に「公民館事業、市の主催事業又は共催事業、その他管理者が特に必要と認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、仮予約できるものとする。」と規定があった。この規定によると、公民館事業、市の主催事業又は共催事業に近い性質の事業であって、管理者が特に必要と認めるときは、仮予約が認められることとなるが、申請書を確認したところ、申請者の使用目的は会議及び理事会等と記載されており、市の共催事業であるという記録も確認できなかった。また、当該意思決定に係る決裁等の資料提出を求めたところ、所在不明により提出がなかった。

要領第 4 条第 4 項に規定する仮予約の制度は、規則第 6 条第 2 項に規定する利用申請の規定の例外であり、使用者が公民館、市でない場合には、事業の性質を個別に精査して判断が図られるべきものである。また、特別な事情により早期予

今後は、市の共催事業等による早期の仮予約に当たっては、当該事項を証明する書類を添付した上で、仮予約の承認の経緯等を記した決裁をとるとともに、当該決裁文書は適切な保存年限で厳格に管理し、常に所在が明らかとなるよう文書管理体制の改善を図るものとします。

約を認める場合には、当該意思決定が適切に行われたことが客観的に明らかにできるための記録を残すことが、内部統制の観点からも必要である。

利用者間の公平性を図る観点から、特定の団体からの早期予約を認めるために使用されることのないよう、市において判断基準の整理を行い、統一的な運用を図られるとともに、意思決定の文書は適切な保存年限で厳格に管理し、常に所在が明らかとなるよう文書管理体制の改善を図られたい。